

岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要領

この事業は、岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

1 通訳・介助者の派遣利用申請

通訳・介助者派遣事業を利用する場合は、あらかじめ「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣利用申込書」（様式第1号）を受託者に提出するものとする。

受託者は、申請書を受理した後、事業利用チケット（様式第4号）を利用申請者へ送付する。

2 通訳・介助者の派遣申請

(1) 通訳・介助者の派遣を必要とするときは、盲ろう者本人又は家族等が、「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣申込書」（様式第2号）に必要事項を記入し、派遣を必要とする7日前までに受託者へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(2) 利用者が希望する通訳・介助者がいれば、通訳・介助者の氏名を記入のうえ、申し込むことができる。ただし、家族が通訳介助を行う場合は、原則としてこの事業の対象とならない。

3 通訳・介助者の選定及び登録

(1) 通訳・介助者として登録できる者は次のとおりとする。

ア 県が実施する「岐阜県盲ろう者通訳・介助者養成研修」を修了した者若しくは、これと同等の研修を修了した者

イ 盲ろう者福祉に深い理解と熱意がある者

(2) 要綱第6（1）により、登録をしようとする者は、「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣登録申請書」（様式第5号）を受託者へ提出するものとする。

(3) 受託者は、（2）の申請書を受理した場合、内容を審査し、登録する場合は「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣登録書」（様式第6号）を作成し、登録するものとする。

(4) 受託者は（3）により通訳・介助者として登録した場合は、要綱第6（2）に定める身分証明書（様式第7号）を申請者に交付する。

(5) 受託者は、通訳・介助者として不相当と認められる事由が生じた場合には、登録を取り消すことができる。

(6) この事業の登録を辞退する旨の要綱第6（3）の申し出をする者は「岐阜県盲ろう者通訳・介助者登録辞退届」（様式第9号）を提出するものとする。

4 通訳・介助者派遣の通知

要綱第5の選定結果については、利用申込者に対しては「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣決定通知」（様式第8号）を、派遣する通訳・介助者に対しては「岐阜県盲

ろう者通訳・介助者派遣申込書」(様式第2号)により通知するものとする。

5 活動の報告及び通訳・介助者に対する報酬について

通訳・介助を受けた者は、その通訳・介助者に対し、あらかじめ送付されているチケットから利用した時間数に応じた枚数を渡すものとする。

通訳・介助者は、事業要綱に基づき活動を行った場合は、業務終了後「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣活動報告書」(様式第3-1号)を記入し、派遣申込者から確認印を受けたいえ、受け取った「通訳・介助利用券(様式第4号)」を添付し、当月分をまとめて「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業報告書」(様式第3-2号)を作成し翌月10日までに受託者へ報告するものとする。

受託者は、通訳・介助者から「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣活動報告書」(様式第3-1号)及び「岐阜県盲ろう者通訳・介助者派遣事業報告書」(様式第3-2号)を受領した場合は、あらかじめ登録されている口座へ活動手当及び交通費を振り込むものとする。

6 通訳・介助者の活動手当及び利用者負担

受託者は、各通訳・介助者に対し、活動実績に応じて、別表に定める積算方法により、次の(1)(2)を支給する。

(1) 通訳・介助に対する手当

(2) 通訳・介助に対する交通費

また、通訳・介助にかかる利用者の負担は無料とする。ただし、(2)以外の外出に必要な交通費等については、通訳・介助者に係る費用も含めて利用者が負担する。

7 活動手当の支払日

受託者は、通訳・介助者の活動手当及び交通費を翌月の20日までに、通訳・介助者に支払うものとする。

8 事業の実施期間

この事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

別表

区分	金額	備考
(1) 通訳・介助 に対する手当	<p>○1時間当たり 1,600円</p> <p>手当は実際に通訳・介助をした時間を対象とする。ただし、30分未満は切り捨て、30分を超えた時は1時間とみなす。</p> <p>通訳・介助の時間は、原則8時間を上限とする。</p>	<p>対象の時間は、待ち合わせの時間から通訳・介助業務を終了するまでとする。</p>
(2) 通訳・介助 に対する交通費	<p>○岐阜県職員旅費条例に準ずる</p> <p>(ア) 派遣先が通訳・介助者の住所地と同一市町村の場合</p> <p> キロ数×@37円</p> <p> 但し 2km 未満不支給</p> <p>(イ) 派遣先が通訳・介助者の住所地外の場合</p> <p> 岐阜県管内キロ程表</p>	